



令和6年 第1回定例会：2月8日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時30分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第1号の上程、提案説明	5
行 田 邦 子 管理者	5
内 山 正 一 事務局長	6
○上程議案の質疑	8
○上程議案の討論～採決	8
○議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明	8
行 田 邦 子 管理者	8
内 山 正 一 事務局長	9
○上程議案の質疑	12
質疑 6番 川 崎 葉 子 議員	12
答弁 内 山 正 一 事務局長	13
質疑 7番 田 中 和 美 議員	14
答弁 内 山 正 一 事務局長	14
○上程議案の討論	15

○上程議案の採決	1 5
○特定事件の委員会付託	1 5
○閉 会（午後 2 時 1 4 分）	1 6
<hr/>	
○署名議員	1 7

彩広清告示第1号

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を、2月8日小針クリーンセンター
2階会議室に招集する。

令和6年1月29日

彩北広域清掃組合
管理者 行田邦子

令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和6年2月8日（木） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第4 議案第2号 令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）
議案第3号 令和6年度彩北広域清掃組合会計予算
 - 第5 特定事件の委員会付託
-

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1番	小林 淳 一 議員	2番	駒 見 行 彦 議員
3番	小 泉 晋 史 議員	4番	福 島 ともお 議員
5番	橋 本 祐 一 議員	6番	川 崎 葉 子 議員
7番	田 中 和 美 議員	8番	小 林 修 議員
9番	梁 瀬 里 司 議員	10番	金 澤 孝 太 郎 議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

行 田 邦 子	管 理 者
並 木 正 年	副 管 理 者
吉 田 明 夫	会 計 管 理 者
江 森 裕 一	参 与

高 坂 清 参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 内 山 正 一

主 幹 今 井 剛 史

書 記 福 田 延 孝

午後 1時 30分 開会

○梁瀬里司議長 皆様、こんにちは。本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

5番 橋本祐一 議員

6番 川崎葉子 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 4番 福島ともお議員。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月1日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております。令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり、決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第1号の上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

今年は、元日から能登半島で大きな地震があり、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。同時に、被災地の一日も早い復旧、復興を切に願うところでございます。

さて、本組合の焼却施設小針クリーンセンターは、今年の8月で稼働後40年を迎えますが、これからも住民の皆様が安心できる安定的なごみ処理を継続してまいります。議員各位におかれましては、引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

このたびの定例会においてご審議いただく案件は、専決処分の報告、補正予算

及び新年度予算となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年の11月30日付で専決処分したものでありまして、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、組合構成市における関係条例の改正状況も踏まえ、組合職員の給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げなどを行ったものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第1号について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きください。議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年11月30日付で専決処分したことから、同条第3項の規定により、組合議会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。このたびの改正は、令和5年8月の国家公務員に係る人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、また構成市の状況を考慮し、組合職員の給料表の改定及び期末・勤勉手当の支給割合の引上げなどを行ったものでございまして、昨年12月支給の賞与から適用を行うため、令和5年11月30日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別冊の参考資料、条例等新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条

の規定による改正内容は、第16条の2の期末手当、第16条の5の勤勉手当に関する規定及び別表第1、行政職給料表の改正でございます。期末手当の12月支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の120から100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員については100分の67.5から100分の70に引き上げを行い、勤勉手当の12月支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については100分の100から100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員については100分の47.5から100分の50に引き上げを行うものでございます。この引き上げに伴う影響額は約18万7,000円、1人平均約3万7,000円の増となっております。

別表第1、行政職給料表の改正では、人事院勧告に倣った構成市の給料表に準拠し、表全体で見ますと引上額は1,000円から1万2,000円、組合職員5人では1,000円から4,900円で、平均改定率0.8%となっております。

次に、新旧対照表8ページをお願いいたします。第2条の規定による改正内容は第1条で改正した期末・勤勉手当につきまして、年間合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、第16条の2の期末手当では定年前再任用短時間勤務職員以外の職の支給率を100分の125から100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の70から100分の68.75にするものでございます。第16条の5の勤勉手当では、定年前再任用短時間勤務職員以外の職の支給率を100分の105から100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を100分の50から100分の48.75にするものでございます。

議案書に戻りまして、8ページをお願いいたします。附則でございますが、施行期日を附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。なお、ただし書にありますように、第2条の期末・勤勉手当の平準化の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2項では、第1条の給料表の改正につきましては、令和5年4月1日から遡及適用を行うこととしております。

次に、附則第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給さ

れた給与を給与の内払とみなす規定となっております。

以上で議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○梁瀬里司議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

△議案第2号及び議案第3号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第2号及び議案第3号について順次ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。初めに、議案第2号、令和5年度彩北

広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。このたびの補正額は、歳入歳出とも2,700万円の減額でございます。歳出、事業費、塵芥処理費の減、それに伴い歳入、繰入金を減額いたします。

次に、議案第3号、令和6年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明申し上げます。別冊の令和6年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお開き願います。歳入歳出の総額は、それぞれ5億4,142万6,000円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費や現施設の維持管理業務等の事業費など、所要経費について計上したものであります。また、これらの事業を実施するための歳入ですが、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金等を計上しております。

以上で議案第2号及び議案第3号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[内山正一事務局長 登壇]

○内山正一事務局長 それでは、議案第2号及び議案第3号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第2号、令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,318万8,000円とするものでございます。このたびの補正は、主に3款事業費、3目塵芥処理費の需用費、電気料において不用額が見込まれるため、減額補正を行うものでございます。

歳出からご説明いたしますので、20ページ、21ページをお願いいたします。3款事業費、1項3目塵芥処理費10節需用費は、右側21ページ備考欄の塵芥処理費の電気料を2,700万円減額するものでございます。前年度からの輸入原油等の価格高騰による電気料金の値上げを見越し当初予算を計上したところ、国の激変緩和補助事業等もあり、12月の時点で執行率が約42%となっております。予定をしていた基金の取崩しをせずとも執行可能と判断し、財源としての

基金取崩し分2，700万円を減額補正するものでございます。当初予算では、月平均約820万円を見込んでおりましたが、4月の588万円をピークに12月時点では月平均465万円程となっております。

18ページ、19ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、電気料の値上がり分についての特定財源としておりましたが、予算現額2，700万円全額を減額するものでございます。

以上が議案第2号の説明となります。

続きまして、議案第3号、令和6年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明いたしますので、別冊の令和6年度彩北広域清掃組合会計予算をご覧ください。そちらの1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4，142万6，000円と定めるものでございます。対前年度比2，876万2，000円の減額となっております。

第2条は、一時借入金の借入最高額を500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入予算からご説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項1目組合負担金は4億2，815万4，000円で、対前年度比890万2，000円の減額となっております。

次の2款使用料及び手数料、1項1目処理手数料は8，820万円で、対前年度比180万円の減額となっております。

次の3款財産収入、1項1目利子及び配当金は7万円で、対前年度比6万円の減額、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は2，000万円で、主には価格の高騰が続いている電気料に充てるため、基金の取崩しを予定しております。

次の5款繰越金、1項1目繰越金は500万円で、前年度と同額となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。6款諸収入、1項1目預金利子及び次の2項1目雑入は、ともに1，000円で、前年度と同額でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお願いいたします。1款議会費、1項1目議会費は70万3，000円で、対前年度比9，000円の増額となっております。

次の2款総務費、1項1目一般管理費は4,914万5,000円で、対前年度比73万7,000円の減額となっております。主な減額要因は、資産管理システムの見直しなどによるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。13ページ中段、2款2項1目監査委員費は5万7,000円で、前年度と同額でございます。

次の3款1項事業費は4億9,047万1,000円で、全体で見ますと対前年度比2,803万4,000円の減額となっておりますが、目ごとに説明をさせていただきます。

1目事業総務費は2,108万7,000円で、対前年度比105万3,000円の減額となっております。主な減額要因は、右側14ページの備考欄、10節需用費のうち消耗品費を見直したことによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。15ページの中段、2目維持管理費は7,831万2,000円で、対前年度比606万3,000円の減額となっております。主な減額要因は、右側16ページの備考欄、10節需用費でございまして、修繕料6,000万円は対前年度比500万円の減額計上となっております。前年度までに実施をした補修実績などを考慮し、主には焼却炉内の耐火レンガの部分補修等の定期修繕を実施する予定でございます。

15ページの下段、3目塵芥処理費は3億9,075万9,000円で、対前年度比2,085万8,000円の減額となっております。主な減額要因として、右側16ページの備考欄、10節需用費の電気料7,328万円は、対前年度比2,555万1,000円の減で、原油、天然ガス輸入価格の不透明な動向による燃料費調整単価など、受電契約単価の改正を見込んだものでございまして、前年度同様に例年より増額分の財源につきましても、財政調整基金の取崩しを見込んでおります。

12節委託料の焼却施設運転保守管理業務委託料1億5,620万円は、対前年度比519万2,000円の増で、3年間の委託契約の更新年度となることから設計金額を計上したものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。4目地元対策費は24万3,000円で、前年度と同額の計上でございます。

次の5目基金費は7万円で、歳入で見込んだ財政調整基金の預金利子を同基金として積み立てるものでございます。

続く4款公債費、1項1目利子は、前年同様5万円で、一時借入金の利子を見込んだものでございます。

次の5款予備費は100万円の計上で、前年度と同額でございます。

19ページから28ページにつきましては、職員の給与費明細書となっております。

29ページをお願いいたします。組合負担金調書でございますが、組合規約に基づく負担金の計算書となっております。

以上で、議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。———初めに、6番 川崎葉子議員。

○6番 川崎葉子議員 今、ご説明をいただきましたので分かる部分もあるのですが、ちょっと全体的なところからお伺いいたしたいと思います。

議案第3号であります。全体といたしますと、前年度の予算よりも2,876万2,000円の減となっている予算です。その中で歳出の削減をされている部分もあるなと思いますが、その部分については、ちょっと細かな提示になりますけれども、11ページの2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費については73万7,000円、こちらについては資産管理のシステムの見直しということがありました。この具体的なことをお聞きしたいと思います。

13ページにつきましては、3款事業費、1項1目事業総務費の中で105万3,000円の削減がありました。こちらについては10節需用費の消耗品費の見直しによるということが主な削減ということでありましたけれども、この点についてもお聞きしたいと思います。

そして、15ページ、16ページになりますと少し金額が大きいのでお聞きするわけなのですが、こちらは2目維持管理費の606万3,000円、また塵芥処理費の2,085万8,000円につきましては今もご説明があったのですが、さらなる詳細な説明があれば伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 川崎議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず、保守、機器借上料の関係で前年度より減額されている理由ということで、こちらは資産管理システムというシステムがございまして、こちらは令和元年度導入をしたシステムでございしますが、施設建設関係の重要案件データ等の保護、セキュリティ強化により重要データを扱う職員の負担軽減にもつながると考え設置をしておりましたが、現在の組合事業及び取り扱うデータ情報等を総合的に判断して、新年度はちょうど更新の時期でもございしますが、更新をしないこととしたため予算計上をしてございませんので、その分減額になっております。

続きまして、事業総務費の消耗品費をどう見直したのかというご質問なのですが、事業総務費の消耗品は細かいもので、ねじやくぎからモーター等の機器設備類の部品やペンキ、オイル、グリス類などが含まれております。部品価格も軒並み値上がりをしている状況でございまして、定期交換の頻度や整備作業内容がより効率的で効果的なものとなるよう頻度を変えたり、そういったこともあって効果的になるように見直しをしました。

しかしながら、安全の確保も必要なため、新年度におきましては、これまで以上に施設の維持管理における現場作業員との協力体制の確立が重要となると考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、維持管理費、修繕料の減額に関してでございしますが、修繕に関しましては日常点検、定期点検などに基づき補修を行ってございます。ごみを受け入れ続けながら、施設停止をしての補修であり、補修期間を考慮しつつ、また限られた予算の中で取捨選択をして行っている状況でございします。様々な設備の集合体のごみ処理施設でありますので、新年度につきましては前年度までに実施をした補修実績などを考慮しまして、対前年度比500万円の減額計上をさせていた

できました。今までも想定外の補修を迫られる場面もございますが、焼却炉内の耐火レンガ等の部分補修等の定期修繕がとても重要になってございますので、そちらを中心に実施していく予定でございますが、修繕料の減額になるように努めてまいります。

最後に、電気料でございますが、令和5年度に減額補正をしておりますが、今後のいろいろな状況を鑑みますと、電気料が少し例年より高くなるという見込みで、若干増としております。以上でございます。

○梁瀬里司議長 再質疑ありますか。

○6番 川崎葉子議員 大丈夫です。

○梁瀬里司議長 次に、通告がございます。———7番 田中和美議員。

○7番 田中和美議員 議案第3号、3款1項1目事業総務費、14ページになります。下段のところで備考欄の前年度と比較させていただきますと、手数料3万1,000円がなし、こちらの理由と、その下です。保険料の内容とマイナス5万7,000円の理由ということでお伺いしたいと思います。細かいところで恐縮ですけれども、小事が大事ということでご説明いただければと思います。

○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○内山正一事務局長 では、田中議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず、手数料の減額ということでございますが、この手数料は組合が所有している公用車の車検のための手数料でございます。令和5年度には車検がございましたので手数料がかかったのですが、令和6年度は車検の予定はございませんので、減額しております。

続きまして、保険料の内容でございますが、まず保険の内容としまして建物総合損害共済保険料33万6,415円、あと公用車に係る保険料でございます、損害共済車両保険料3台分1万8,305円、1万8,410円、1万405円と、現金動産総合保険料1,000円でございます。

続きまして、保険料のマイナスの要因でございますが、先ほど申し上げましたように前年度は公用車の車検がございまして、新年度は車検がございませんので、それに付随します自賠責保険料の減額になっております。以上でございます。

○梁瀬里司議長 再質疑ありますか。

○7番 田中和美議員 ございません。ありがとうございます。

○梁瀬里司議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 他に質疑はございません。これをもって、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論

○梁瀬里司議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

△上程議案の採決

○梁瀬里司議長 次に、順次採決いたします。

初めに、議案第2号、令和5年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、令和6年度彩北広域清掃組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後　2時　14分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

梁 瀬 里 司

彩北広域清掃組合議会議員

橋 本 祐 一

同

川 崎 葉 子